認知症介護研究･研修大府センター宿泊施設運営管理規則

（目的）

第１条　この規則は、認知症介護研究･研修大府センター（以下「センター」という。）に設置される宿泊施設の管理運営について、必要な事項を定め、宿泊施設の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（利用できる者）

第２条　宿泊施設を利用できる者は、次のとおりとする。

（１）　センター研修受講者として許可された者

（２）　センター職員

（３）　その他センター長が特に認めた者

（規則の遵守等）

第３条　利用者は、この規則を遵守するとともに、他の利用者、センター職員その他の関係者に迷惑を及ぼし、又は施設の管理運営に支障を及ぼす行為をしてはならない。

（利用手続き）

第４条　宿泊施設の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、センターが指定する書類をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用者の選考）

第５条　センター長は、次の各号に掲げる事項及び宿泊室の利用状況を勘案し、利用の可否を決定する。

（１）　遠距離のため自宅等からの通所が困難と認められる者

（２）　その他宿泊施設の利用が必要であると認められる者

（宿泊施設の指定）

第６条　利用者は、センター長が指定する宿泊室を利用するものとする。

（経費の負担）

第７条　利用者は、別に定める利用料を、センターが指定する期限及び方法により納入しなければならない。

（宿泊施設内の設備、備品の使用）

第８条　利用者は、宿泊施設、宿泊室並びにセンター内の設備、備品その他の物品を、善良な管理者の注意をもって使用し、これらを紛失し、損傷し、又は汚損してはならない。

２　利用者は、前項に規定する施設、設備、備品その他の物品を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちに事務部に届け出なければならない。

３　利用者が、故意又は過失により、センターの施設、設備、備品その他の物品を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、センター長は、当該利用者に対し、原状回復、修理、再調達その他必要な措置に要する費用の全部又は一部を賠償させることができる。

４　前項の規定は、通常の使用に伴う損耗、経年劣化その他利用者の責めに帰すること

ができない事由による場合には、適用しない。

５　利用者は、宿泊室の鍵を入室時に事務部から受領し、利用期間中は自己の責任において管理するとともに、利用終了時に事務部へ返還しなければならない。鍵を紛失し、又は損傷した場合についても、第３項の規定を適用する。

（図書閲覧室等の利用）

第９条　利用者は、事務部の承認を受け図書閲覧室等を利用することができる。

（利用期間中の退去）

第１０条　利用者が、やむを得ない事情により利用期間の途中で退去しようとするときは、あらかじめ事務部に申し出なければならない。ただし、緊急の場合は、事後速やかに報告するものとする。

（利用許可の取消し等）

第11条　センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

1. この規則又はセンター職員の指示に従わないとき。
2. 他の利用者又はセンターの管理運営に著しい支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
3. 宿泊施設、設備、備品その他の物品を故意又は重大な過失により損傷し、又は滅失させたとき。
4. 利用申請に虚偽の申告があったとき。
5. その他センター長が宿泊施設の利用を継続させることが適当でないと認めたとき。

２　前項の規定により利用許可を取り消され、又は退去を命ぜられたことにより利用者に損害が生じた場合であっても、センターはその責めを負わない。ただし、センターに故意又は重大な過失がある場合を除く。

（事故報告）

第１２条　利用者は、宿泊施設内において、事故、火災、設備の故障、物品の紛失若しくは損傷その他の異常を発見したとき、又は自身若しくは他の利用者に急病その他の緊急事態が生じたときは、直ちに事務部その他センターが指定する連絡先に報告しなければならない。

（訪問者との面会）

第１３条　訪問者との面会は、ロビー等で行うものとし、居室内への訪問は認めない。

附　　則

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

平成１７年３月１日一部改正

平成２０年３月１日一部改正

令和８年１０月１日一部改正